

【栄養教諭普通免許状の取得】

※所有する免許等により、様々な取得方法があります。

次の表から該当するページをクリックしてください。

- 大学等を卒業して初めて免許状を取得する方、すでに取得した免許状の単位を流用して免許状を取得する方は、別表第2の2（[2ページ](#)）を参照してください。
- 学校栄養職員の在職年数を利用して、免許状を取得する方は、附則第17項（[6ページ](#)）を参照してください。

(1) 栄養教諭二種免許状

別表第2の2（[2ページ](#)）の他に、在職年数を利用して、表の方法により取得することもできます。

所有する免許等		在職年数	適用	該当ページ
栄養士 免許	教諭又は養護教諭免許	—	附則第17項	6
	なし	3年以上		

(2) 栄養教諭一種免許状

別表第2の2（[2ページ](#)）の他に、在職年数を利用して、表の方法により取得することもできます。

所有する免許等		在職年数	適用	該当ページ
栄養教諭二種免許状及び 管理栄養士免許		—	別表第6の2	4
栄養教諭二種免許状		3年以上		
管理栄養士 免許（*）	教諭又は養護教諭免許	—	附則第17項	6
	なし	3年以上		

* 管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けている場合を含みます。

(3) 栄養教諭専修免許状

別表第2の2（[2ページ](#)）の他に、在職年数を利用して、表の方法により取得することもできます。

所有する免許等		在職年数	適用	該当ページ
栄養教諭一種免許状		3年以上	別表第6の2	5

※ 在職年数は、原則として所有する免許等（附則第17項適用の場合は学校栄養職員）での在職年数です。

1 大学等を卒業して栄養教諭免許状を取得する場合 (別表第2の2)

【基礎資格】

種類	基礎資格
専修	・修士の学位（大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）かつ管理栄養士の免許を受けていること。
一種	・学士の学位（学校教育法第102条第2項の規定により大学院の入学を認められる場合等を含む。以下同じ）かつ管理栄養士の免許を受けていること。 ・学士の学位かつ、管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること。
二種	・短期大学士の学位（文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合並びに大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合を含む。）及び栄養士の免許を受けていること。

【最低単位数等】

※認定課程を有する大学等で単位を修得

科目名	受けようとする免許状の種類	専修	一種	二種
栄養に係る教育に関する科目（下記のすべての事項を修得することが必要）	4	4	2	
単位の内訳	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項	4	4	2
栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 (下記のすべての事項を修得することが必要)	18	18	12	
単位の内訳	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目 第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 第五欄 教育実践に関する科目 第六欄 大学が独自に設定する科目	8 6 2 24	8 6 2 —	5 3 2 —
施行規則第66条の6に定める科目（「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」を各2単位）		8	8	8

※ 一種若しくは二種免許状を有している者又はこれらの所要資格を得ている者が、専修又是一種免許状を受けようとする場合、それぞれ一種又は二種免許状に係る単位は既に修得したものとみなします。

※ 表の見方

- (例) 一種免許状を取得する場合、学士の学位かつ管理栄養士免許を有する（又は管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けている）とともに、表にある要件を満たす形で次の 30 単位を取得することが必要です。
- ・「栄養に係る教育に関する科目」 4 単位
 - ・「栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」 18 単位
 - ・「施行規則第 66 条の 6 に定める科目」 8 単位

(2) 教職に関する科目

ア 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭又は栄養教諭の普通免許状を受ける要件を満たしている場合、次のそれぞれの科目の単位をもってあてることができます。ただし、含めることが必要な事項の内容を含んで修得していない場合は、その事項について新たに修得することが必要です。

有する免許状	流用できる単位数（上限）	
	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	6（4）	2
養護	6（4）	8（4）

注（ ）は二種免許状の授与を受ける場合の単位数

イ 「教職実践演習」は、平成 22 年 3 月 31 日までに課程認定大学等に入学した者については、次のとおり取り扱います。

- ・平成 25 年 3 月 31 日までに総合演習の単位を修得した者については、新たに教職実践演習を修得する必要はありません。
- ・平成 22 年 3 月 31 日に在学し、卒業までに旧規則における「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得すれば、総合演習の単位を教職実践演習の単位とみなします。

(3) 大学が独自に設定する科目

ア 大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で修得することが必要です。

イ 「栄養に係る教育に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則別表第 1 に掲げる教育内容に係るものに限る。）、「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」のうち 1 以上の科目について単位を修得することが必要です。

※「管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目」は、下表のとおりです。

専門基礎分野	社会・環境と健康
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
	食べ物と健康
専門分野	基礎栄養学
	応用栄養学
	栄養教育論
	臨床栄養学
	公衆栄養学
	給食経営管理論
	総合演習
	臨地実習

2 在職年数を利用して上位の栄養教諭免許状を取得する（免許法別表第6の2）

(1) 栄養教諭二種免許状を有する教員が、栄養教諭一種免許状を取得する場合

基礎資格								
ア 管理栄養士の免許を受けている者								
イ ア以外の者								

基礎資格		ア	イ							
※	3	4	5	6	7	8	9			
栄養教諭二種免許状を取得した後、栄養教諭として良好な成績で勤務した最低在職年数										
8	40	35	30	25	20	15	10			
管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目	—	32	27	23	18	14	9	5		
栄養に係る教育に関する科目 (内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。)	2	2	2	2	2	2	2	2		
内訳	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項									
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項	2	2	2	2	2	2	2		
	食生活に関する歴史的及び文化的事項									
	食に関する指導の方法に関する事項									
栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 (内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。)	6	6	6	5	5	4	4	3		
内訳	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2	2	2	2	2	2	2	任意	
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2	2	2	2	1	1		

※アの場合は、1か月未満の在職期間でもよい。

○ 表の見方

管理栄養士免許を受けていない場合、二種免許状取得後の在職年数により一種免許状取得に必要な単位数が異なります。

例えば、在職年数が9年の場合、「管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目」5単位、「栄養に係る教育に関する科目」2単位、「栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」3単位の合計10単位の修得が必要です。

注意

- 在職年数には、休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。
- 「管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目」は、前ページのとおりです。
- 単位については、栄養教諭二種免許状を取得後に大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。

(2) 栄養教諭一種免許状を有する者が、栄養教諭専修免許状を取得する場合

栄養教諭一種免許状を取得した後、栄養教諭として良好な成績で勤務した最低在職年数	3
栄養教諭一種免許状を取得した後、大学院等において修得を必要とする最低単位数	「大学が独自に設定する科目」 15

注意

- 1 在職年数には、休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。
- 3 単位については、専修免許状を取得する場合は栄養教諭一種免許状取得後に大学院等において、修得することが必要です。
- 3 大学が独自に設定する科目的単位については、「栄養に係る教育に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」のうちから、任意に取得できます。

3 学校栄養職員としての在職年数を利用して栄養教諭免許状を取得する（免許法附則第17項）

【基礎資格】

基礎資格	
一種免許状	管理栄養士の免許を受けていること。
二種免許状	指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること
二種免許状	栄養士の免許を受けていること

※ 「管理栄養士」は栄養士法第2条第3項、「栄養士」は同法第2条第1項、「管理栄養士養成施設」は同法第5条の3第4号の規定によるものとします。

※ 申請時に現職の学校栄養職員等である必要があります。

【最低在職年数及び最低単位数】

所要資格	受けようとする免許状の種類	一種	二種
基礎資格を取得した後、学校栄養職員として良好な成績で勤務した最低在職年数	3 (※)	3 (※)	
基礎資格を取得した後、大学、認定講習等において修得を必要とする最低単位数 (各科目について、以下に示す単位以上の単位を修得すること。)	10 (2)	8 (2)	
栄養に係る教育に関する科目 (内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。)	2 (2)	2 (2)	
内訳	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項	2 (2)	2 (2)
栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 (内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。)	8 (0)	6 (0)	
内訳	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 栄養教育実習（事前・事後指導は必須ではないが、含む形で単位を取得することが望ましい。）	1 1 1 1 1	1 1 1 1

○ 表の見方

例えば、管理栄養士免許により3年の在職年数を利用して一種免許状を取得する場合、管理栄養士の免許を取得した後に、「栄養に係る教育に関する科目」2単位（内訳は問わない）、「栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」8単位（「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「栄養教育実習」の各1単位を含む。）の合計10単位の修得が必要です。

注意

- () 内の数字等は、教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者が修得する在職年数及び単位数です。この場合、在職年数については、3年に満たない在職期間（1ヶ月未満の期間を含む。）でも、当該要件を満たすものとします。
- 在職年数には、休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。
- 単位については、基礎資格取得後に大学（二種免許状を取得する場合においては短期大学を含む。）、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 栄養教育実習の単位は、特別非常勤講師として栄養の指導に関し良好な成績で勤務した者については、経験年数1年につき、1単位の割合で、教職に関する科目（「栄養教育実習」を除く。）の単位をもってこれに替えることができます（他の非常勤講師のように換算率を乗じて在職年数を計算するのではなく、単に発令されている期間により算定する。）。